

別記2 農業支援サービスの育成加速化支援

第1 定義

本事業における用語については、実施要領第2に定めるほか、次のとおりとする。

1 スマート農業機械

本事業におけるスマート農業機械は、次のアからウまでに適合した技術を用いた農業機械・器具をいう。

ア 農業機械等に組み込まれて活用されるものであること。

イ 情報通信技術（電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。）を用いた技術であること。

ウ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。

2 スマート農業機械等

スマート農業機械及びその他の農業機械・器具をいう。

第2 事業の構成

本事業は以下の事業メニューで構成し、事業内容等は事業メニューごとに別記2-1又は別記2-2で定める。

- 1 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援（別記2-1）
- 2 推進支援事業（別記2-2）